第5回 定 期 総 会 議 事 録

1、日 時

令和4年5月6日(金)

2、場 所

中津市役所 3階 大会議室

3、出席委員

1番橋本委員、2番坪根委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番田畑委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、1 2番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適 化推進委員14名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、武信、村本、岡崎、 尾家、加藤、北山、髙橋、江島、新谷)

4、欠席委員

3番高倉委員、7番多村委員

最適化推進委員(濱田、浦野、岩渕、鷹崎、井上、北村、墓、苅北)

5、事務局

用松局長、井倉次長、桑島次長、井上

6、議 題

別紙議案書のとおり。

7、開 会

午前9時30分 開会を宣する。

8、署名委員

4番白木原委員、14番梶原委員

用松局長

それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。

議 長

それでは、只今より令和4年第5回定期総会を開催致します。

(中原会長)

議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

議 長

それでは、議事録署名委員を4番白木原委員、14番梶原委員にお願い します。よろしくお願いします。

議案審議

議第1号

農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について

議長

議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井上)

議案朗読

議 長

それでは、1番について、調査の報告を加藤推進委員にお願いしま

す。

加藤推進委員

1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約 で間違いありません。解約後は利用権設定

をするということです。ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、1番について、調査の報告が加藤推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。 それでは、2番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井上)

議案朗読

議 長

それでは、2番について、調査の報告を松田委員にお願いします。

11番(松田)

2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約 で間違いありません。解約後は自作をするということです。ご審議よろし くお願いします。

議長

ただいま、2番について、調査の報告が松田委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。 それでは、3番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井上)

議案朗読

議長

それでは、3番について、調査の報告を田上委員にお願いします。

10番(田上)

3番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違い ありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議よろしく お願いします。

議 長 ただいま、3番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異 議はございませんか。 全委員 (異議なし) 長 異議なしと認め、3番について当委員会は承認と致します。 議 それでは、4番について、議案の説明をお願いします。 事務局(井上) 議案朗読 長 それでは、4番について、調査の報告を玉麻委員にお願いします。 議 13番(玉麻) 4番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違い ありません。解約後は自作をするということです。ご審議、よろしくお願 いします。 長 ただいま、4番について、調査の報告が玉麻委員よりありましたが、異 議 議はございませんか。 全委員 (異議なし) 異議なしと認め、4番について当委員会は承認と致します。 議 長 議案審議 議第2号 農用地利用集積計画(案)について 議第3号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、審議に入る 議 長 前に中原委員・玉麻委員・新谷推進委員が会議規則第10条の議事参与 の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 中原委員・玉麻委員・新谷推進委員 退席

議長代理 それでは、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興 (坪根委員) 課担当より説明をお願いします。

農政振興課 (農政振興課 担当 説明)

議長代理 ただいま、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興

(坪根委員)

課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長代理

(坪根委員)

異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。

玉麻委員・新谷推進委員は入室ください。

玉麻委員・新谷推進委員 着席

議長代理 (坪根委員)

それでは、農用地利用集積計画(案)の所有権移転に関する件について、 議案の説明をお願いします。審議に入る前に、中原委員は会議規則第10 条の議事参与の制限に抵触しますので引き続き退室をお願いします。

農政振興課(田中)

(農政振興課 担当 説明)

議長代理 (坪根委員) ただいま、農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興 課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長代理 (坪根委員)

異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。

中原委員は入室ください。

中原委員 着席

議案審議

議第3号

議

農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について

議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につい

て、1番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井上)

長

議案朗読

議 長

それでは、1番について、調査の報告を橋本委員にお願いします。

1番(橋本)

(1番の申請地の場所について説明)

1番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を 移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思 われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、1番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは、2番3番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井上)

議案朗読

議長

それでは、2番3番について、調査の報告を奥委員にお願いします。

5番 (奥)

(2番の申請地の場所について説明)

2番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、生前一括贈与により 所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題 ないと思われます。

(3番の申請地の場所について説明)

3番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を 移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思 われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、2番3番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、 異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、2番3番について当委員会は許可と致します。 それでは、4番5番6番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井上)

議案朗読

議 長

それでは、4番5番6番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。

6番(田畑)

(4番5番の申請地の場所について説明)

4番5番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。

(6番の申請地の場所について説明)

6番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を 移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思 われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、4番5番6番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、4番5番6番について当委員会は許可と致します。 それでは、7番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井上)

議案朗読

議 長

それでは、7番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします

尾家推進委員

(7番の申請地の場所について説明)

7番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を 移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思 われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、7番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。 それでは、8番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井上)

議案朗読

議 長 それでは、8番について、調査の報告を石川委員にお願いします 9番 (石川) (8番の申請地の場所について説明) 8番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を 移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思 われます。ご審議よろしくお願いします。 ただいま、8番について、調査の報告が石川委員よりありましたが、異 議 長 議はございませんか。 全委員 (異議なし) 議 長 異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。 それでは、9番について、議案の説明をお願いします。 事務局(井上) 議案朗読 長 それでは、9番について、調査の報告を田上委員にお願いします 議 10番(田上) (9番の申請地の場所について説明) 9番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を 移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思 われます。ご審議よろしくお願いします。 ただいま、9番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異 長 議 議はございませんか。 全委員 (異議なし) 異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。 長 議 それでは、10番11番について議案の説明をお願いします。 事務局(井上) 議案朗読 議 長 それでは、10番11番について、調査の報告を百留委員にお願いしま す。

(10番の申請地の場所について説明)

12番(百留)

10番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。

(11番の申請地の場所について説明)

11番について報告します。譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権 を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと 思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、10番11番について、調査の報告が百留委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、10番11番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第4号

議長

農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件につい て、1番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長

それでは、1番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。

村本推進委員

(1番の申請地の場所について説明)

1番について報告します。転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに既設溜桝に接続して市道側溝に放流します。周囲に農地はあるが、境界もはっきりしており、問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、1番について、調査の報告が村本推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは、2番について、議案の説明をお願いします。 事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、2番について、調査の報告を玉麻委員にお願いします。

13番(玉麻)

(2番の申請地の場所について説明)

2番について報告します。転用目的は進入路用地です。雨水は地下浸透で処理する計画です。周囲に農地があるが自己所有であり、境界もはっきりしているので、周囲への影響はないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、2番について、調査の報告が玉麻委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第5号

議 長

農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件につい て、1番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、1番について、調査の報告を廣津推進委員にお願いします。

廣津推進委員

(1番の申請地の場所について説明)

1番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による資材置場及び駐車場用地の申請です。周囲に農地があるが同意は得ており、境界もはっきりしていることから影響はない。雨水は地下浸透のため、周囲への影響はないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、1番について、調査の報告が廣津推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議

長

異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します それでは、2番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

長 議

それでは、2番について、調査の報告を長谷川推進委員にお願いしま す。

長谷川推進委員

(2番の申請地の場所について説明)

2番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による賃貸共同 住宅用地(2棟)の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は西側市道 側溝へ放流します。周囲に農地が一部あるが同意は得ており、境界杭も確 認できていることから周囲への影響はないものと思われます。

議 長

ただいま、2番について、調査の報告が長谷川推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

長 議

異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します それでは、3番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

長 議

それでは、3番について、調査の報告を橋本委員にお願いします。

1番(橋本)

(3番の申請地の場所について説明)

3番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による建売分譲 用地 (3区画) の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は敷地内で集 水し、北側市道側溝及び西側水路に放流する計画です。周囲に農地はな く、境界杭も確認できたので問題ないものと思われます。ご審議よろしく お願いします。

議 長

ただいま、3番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異 議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議

長

異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。

4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限 に抵触しますので一時退室をお願いします。

橋本委員 退席

長 議

それでは、4番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

長 議

それでは、4番について、調査の報告を宮瀬推進委員にお願いします。

宮瀬推進委員

(4番の申請地の場所について説明)

4番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による宅地分譲 用地(1区画)の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は敷地内で集 水し、南側道路側溝に放流する計画です。周囲に農地があるが同意は得て おり、境界杭も確認できたので問題ないものと思われます。ご審議よろし くお願いします。

議 長

ただいま、4番について、調査の報告が宮瀬推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

長 議

異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。

橋本委員 着席

長 議

それでは、5番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長 それでは、5番について、調査の報告を武信推進委員にお願いします。

武信推進委員

(5番の申請地の場所について説明)

5番について報告します。転用目的は、所有権移転売買による資材置場 用地の申請です。雨水は自然浸透及び南側市道側溝及び周辺水路に放流 する計画です。周囲に農地があるが、同意は得ており、境界もはっきりしていることから問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、5番について、調査の報告が武信推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します それでは、6番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、6番について、調査の報告を岡﨑推進委員にお願いします。

岡﨑推進委員

(6番の申請地の場所について説明)

6番について報告します。転用目的は、使用貸借権設定(30年)による一般住宅用地の申請です。生活排水は公共下水道へ、雨水は東側市道側溝に放流計画です。周囲に農地があるが自己所有であり、境界もはっきりしているので影響ないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、6番について、調査の報告が岡﨑推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第6号

非農地証明願に関する件について

議 長

議第6号の非農地証明願に関する件について、1番について、議案の説明をお願いします。

事務局(井上)

議案朗読

議 長

ただいま、議案の説明がございましたが異議はございませんか。

全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件の1番から7番について当 委員会は承認と致します。
議案審議 議第7号		その他について
議	長	議第7号 その他について、議案の説明をお願いします。
用松局長		(別紙議案のとおり)
議	長	それでは総括を進めたいと思います。 議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。 議第2号 農地利用集積計画(案)について、当委員会は承認といたします。 議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議第5号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。 議第6号、非農地証明顧に関する件について、当委員会は承認といたします。 以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第5回定期総会を閉会いたします。